

大分類H－金融・保険業

総 説

この大分類には、金融業（銀行業、信託業、その他の金融業、投資業、証券業、商品取引業）、保険業（保険業及び保険代理業）並びにこれらに附帯するサービスを提供する事業所が分類される。

政府事業である郵便貯金、簡易生命保険を営む事業所、専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農業災害保険の事業を行う農業共済組合、同連合会、農業共済基金並びに漁船災害保険の事業を行う漁船保険組合はこの分類に含まれる。

ただし、社会保険事業を行う事業所は、大分類L－サービス業[9211]又は大分類M－公務[9711又は9811]に分類される。

中分類 50—銀行・信託業

総 説

この中分類には、中央銀行と銀行業、信託業並びにこれと似た民間及び政府金融機関が分類される。

小分類 細分類
番号 番号

501 中央銀行

5011 中央銀行

銀行券発行の特権を有し、政府の国庫事務を行う銀行をいう。

○日本銀行

502 銀 行

5021 普通銀行

預金貸出等通常の商業銀行業務を営む銀行をいう。

○都市銀行；地方銀行

5022 信託銀行

金銭、有価証券、不動産業の信託業務を主要業務とする銀行をいう。

○信託銀行

5023 長期信用銀行

債券を発行し、主として設備資金又は長期運転資金の融通等長期金融を主要業務とする銀行をいう。

○日本興業銀行；日本長期信用銀行；日本不動産銀行

中分類 50 一銀行・信託業

5024 外国為替銀行

債券を発行し、外国為替取引及び貿易金融を主要業務とする銀行をいう。

○東京銀行

503 在日外国銀行

5031 在日外国銀行

外国に本店を有する銀行の本邦内支店、その他の営業所又は代理店をいい、主として外国為替業務を當む銀行をいう。

○外国銀行支店・出張所・代理店

504 政府金融機関（別掲を除く。）

5041 郵便為替・貯金業務取扱機関

郵便為替、貯金業務を扱う政府金融機関をいう。

○郵政省地方貯金局

5042 海外投融資機関

一般の金融機関が行う輸出入及び海外投資に関する金融を補完し、又は奨励することを目的として設立された政府投融資機関をいう。

○日本輸出入銀行・海外経済協力基金

5043 開発金融機関

産業の開発振興を促進するため、一般の金融機関が行う長期金融を補完する政府金融機関をいう。

○日本開発銀行・北海道東北開発公庫

5044 公営企業金融機関

地方公共団体が當む水道、ガス等公営事業のために発行する地方債に關し、同団体に資金を融資する政府金融機関をいう。

○公営企業金融公庫

中分類 51—農林水産金融業

総 説

この中分類には、農林水産関係の中央及び地域的金融機関が分類される。

小分類 細分類
番号 番号

511 農林水産系統組合の中央機関

5111 農林水産系統組合の中央機関

債券を発行し、農林水産系統組合の中央機関として、これら組合員に対し、資金を融資する機関をいう、

○農林中央金庫

512 農林水産系統組合に対する地域的親金融機関

5121 信用農業協同組合連合会

農林中央金庫と信用事業を営む農業協同組合の中間にあって、農業協同組合の地域的親銀行の機能を行う機関をいう。

○信用農業協同組合連合会

5122 信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会

農林中央金庫と信用事業を営む漁業協同組合及び水産加工業協同組合の中間にあって、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の地域的親銀行の機能を営む機関をいう。

○信用漁業協同組合連合会；信用水産加工業協同組合連合会

5129 その他の農林水産系統組合に対する地域的親金融機関

その他の農林水産金融業に対する地域的金融機関をいう。

○森林組合連合会

中分類 51－農林水産金融業

513 農林水産に対する地域的金融機関

5131 農業協同組合

組合員である農業者に対し、金融の便益を供することを專業とする組合をいう。

○農業協同組合

5132 漁業協同組合、水産加工業協同組合

組合員たる漁業者又は水産加工業者に対し、金融の便益を供することを專業とする組合をいう。

○漁業協同組合；水産加工業協同組合

5139 その他の農林水産業に対する地域的金融機関

他に分類されない農林水産業に対する地域的金融機関をいう、

514 農林水産業に対する政府金融機関

5141 農林水産業に対する政府金融機関

農林漁業者に対し、農林中央金庫及びその他的一般の金融機関が融通することを困難とする資金を補完する政府金融機関をいう。

○農林漁業金融公庫

中分類 52 一中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業

総 説

この中分類には、中小規模の商工業、一般庶民、住宅、医療などの特定分野に対する金融的便益を供する各種民間及び政府金融機関が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

521 中小企業・庶民金融機関

5211 相 互 銀 行

主として中小企業に対し、預金・貸付業務などのほか固有の掛金（無尽）業務を営む金融機関をいう。

○相互銀行

5212 信用金庫・同連合会

会員及び会員外から広く預金を受け入れ、主として会員である中小企業者に資金を融通する金融機関及びその連合会をいう。

○信用金庫；全国信用金庫連合会

5213 信用協同組合・同連合会

原則として、組合員のみから預金を受け入れ、主として組合員である中小企業者に資金を融通する組合及びその連合会をいう。

○信用協同組合；信用協同組合連合会

5214 商工組合中央金庫

債券を発行し、主として出資者である組合及びその構成員等から預金を受け入れ、これらに対し、資金を融通する金融機関をいう。

○商工組合中央金庫

中分類 52 - 中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業

5215 中小企業金融公庫

一般の金融機関が融通することを困難とする中小企業への長期資金を補完する政府金融機関をいう。

○中小企業金融公庫

5216 国民金融公庫

国民大衆のため、一般の金融機関が融通することを困難とする事業資金などを融通する政府金融機関をいう。

○国民金融公庫

5217 労働金庫・同連合会

労働組合、消費生活協同組合等からの預金の受け入れを行い、これら団体の行う福利共済活動を推進するための資金を融通する金融機関及びその連合会をいう。

○労働金庫；労働金庫連合会

522 その他の庶民金融機関

5221 質屋

物品を質にとて一般庶民に生活資金を融通する事業所をいう。

○公益質屋；質屋

5222 貸金業

業として金銭の貸借又は金銭の媒介を行う事業所をいう。

○信用会社；商事会社（貸金業のもの）；協同組合（貸金業のもの）；金融ブローカー；ビルブローカー（主として短期大口の資金需要を媒介するものを除く。）金融会社

×ビルブローカー（主として短期大口の資金需要を媒介するもの）〔5311〕

中分類 52 - 中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業

5223 クレジットカード業

チケット又はクレジットカードを発行し、会員が加盟店からの物品などを購入することについてあっせんを営む事業所をいう。

○クレジットカード会社；信販会社（クレジットカード業のもの）；各種チケット団体（クレジットカード業のもの）

5224 割賦金融会社

主として割賦販売に伴う割賦債権を担保又は買取りなどにより割賦資金の供給を行う事業所をいう。

○割賦金融会社

5225 物品無尽会社

無尽の方法により物品の給付を行う事業所をいう。ただし、住宅無尽会社は小分類 523(5233)に分類される。

5229 他に分類されない庶民金融機関

主としてその他の中小商工業又は一般庶民の金融を行う事業所をいう。

官公庁並びに一般会社、団体などの従業員の間につくられている金融事業を主とする共済組合などで、相互扶助的に金融を行う事業所を含む。

○無尽又は頼母子講（有志が集って相互扶助的に庶民金融を行うもの）

523 住宅専門金融機関

5231 住宅金融公庫

一般金融機関が融通することを困難とする住宅資金を個人、会社等に対し、融通する政府金融機関をいう。

○住宅金融公庫

中分類 52 - 中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業

5232 住宅金融業

主として住宅資金を個人、会社などに対し融通する事業所をいう。

○日本住宅金融株式会社；株式会社住宅ローンサービス

5233 住宅無尽会社

無尽の方法により土地、建物の給付を行う事業所をいう。

○日本住宅無尽株式会社

524 医療金融機関

5241 医療金融公庫

一般金融機関が融通することを困難とする私立の病院、診療所等に對し、長期資金を融通する政府金融機関をいう。

○医療金融公庫

525 環境衛生金融公庫

5251 環境衛生金融公庫

一般の金融機関が融通することを困難とする中小企業の環境衛生関係営業に對し、その衛生水準を高め、近代化を促進するための資金を融通する政府金融機関をいう。

○環境衛生金融公庫

526 その他の特定目的金融機関

5261 政府出資で金融業務を行う各種事業団等

公益的ないし社会政策的見地などから特定の事業目的をもった政府法人で、金融的業務（融資、債務保証）を當む事業所が分類される。

○私立学校振興会；林業信用基金；石炭鉱業合理化事業団；石油開発公団；中小企業振興事業団

中分類 53 一補助的金融業，金融附帶業

総 説

この中分類には、いわゆる金融業務を営むものではないが、これと密接に関連する補助的、附隨的業務を営む機関が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

531 補助的金融業，金融附帶業

5311 短資業（証券業を除く。）

金融機関相互間に介在し、主としてコール資金の貸付又はその貸借の媒介を業とする事業所をいう。

○短資会社；ビルブローカー（主として短期大口の資金需要を媒介するもの）

5312 証券金融会社

証券業者及び一般顧客に対して融資並びに貸株を行うことを業とする事業所をいう。

○日本証券金融株式会社；大阪証券金融株式会社；中部証券金融株式会社

5313 手形交換所

全国主要都市に存在し、加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非営利的機関をいう。

○手形交換所

5314 両替業

空港、停車場、ホテル、競馬場などにおいて一定の手数料をとつて顧客の便益のために高額面通貨との両替及び内外国通貨の両替を営む事業所をいう。

○両替屋；外国貨幣両替業

中分類 53 一補助的金融業、金融附帯業

5315 中小企業信用保険公庫

信用保証協会の保証につき保険を行い、また、同協会に資金を融通する政府金融機関をいう。

○中小企業信用保険公庫

5316 信用保証協会

中小企業者等の金融機関からの借入れによる債務を保証することにより事業資金の融通を円滑にすることを目的とする事業所をいう。

○信用保証協会

5317 預金保険機構

預金保険法に基づき預金者などの保護を図るため金融機関の預金などの払戻しつき保険を行う法人をいう。

○預金保険機構

5319 その他の補助的金融業、金融附帯業

その他の補助的金融業務及び金融附帯業務を営む事業所をいう。

○北海道建設事業信用保証株式会社；東日本建設事業信用保証株式会社；西日本建設事業信用保証株式会社

中分類 54 一 投 資 業

総 説

この中分類には、主として株式引受の方法により企業資金を供給する事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

541 投 資 業

5411 中小企業投資育成会社

中小企業育成のために企業へ資本を供給（株式引受）する事業所をいう。

○東京中小企業投資育成株式会社；大阪中小企業投資育成株式会社；名古屋中小企業投資育成株式会社

5419 その他の投資業

他に分類されない投資業を當む事業所をいう。

中分類 55 — 証券業、商品取引業

総 説

この中分類には、証券業、商品取引業、証券取引所、商品取引所及びこれらと類似した業務を営む事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

551 証 券 業

5511 証券取引所会員である証券会社

証券取引所の会員である証券会社をいう。

○証券会社（証券取引所正会員、才取会員及び特別会員）

5512 証券取引所会員でない証券会社

証券取引所の会員でない証券会社をいう。

○証券会社（証券取引所会員でないもの）；証券投資信託販売会社

5513 証券投資信託委託会社

証券投資信託の委託者となることを業とする会社をいう。

○証券投資信託委託会社

5514 補 助 的 証 券 業

主として補助的証券業務を営む事業所をいう。

○証券代行業

×証券業協会〔9412〕；証券業協会連合会〔9412〕

5515 証 券 業 類 似 業

主として証券業類似業務を営む事業所をいう。

中分類 55—証券業、商品取引業

- 証券投資顧問業；宝くじ売さばき業；商品券売買業；ゴルフ場会員券の売買あっせん業（買取販売を含む。）
- × 投資顧問業（証券投資を除く。）〔8799〕

552 商品取引業

5521 商品取引所会員の商品取引業

商品取引所法により主務省の許可を受けた商品取引所の会員をいう。

- 商品取引員

553 取引所

証券取引法及び商品取引所法により規定された証券若しくは商品の取引を行うために必要な場を提供する事業所をいう。

5531 証券取引所

証券を取引するため、証券取引法により主務省の免許を受けた取引所をいう。

- 証券取引所

5532 商品取引所

商品の先物取引の場を提供するため、商品取引所法により主務省の許可を受けた取引所をいう。

- 商品取引所

中分類 56 一 保 險 業

総 説

この中分類には、あらゆる形態の生命、火災、海上その他の保険事業を営む事業所が分類される。農業災害保険を行う農業共済組合・同連合会、農業共済基金並びに漁船災害保険を行う漁船保険組合も本分類に含まれる。

ただし、社会保険事業を行う事業所は中分類 92 一社会保険、社会福祉〔9211〕又は大分類 M 一 公務〔9711 又は 9811〕に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

561 生命保険業

5611 生命保険株式会社

保険業法による株式組織の生命保険事業を行う事業所をいう。

○生命保険株式会社

5612 生命保険相互会社

保険業法による相互組織の生命保険事業を行う事業所をいう。

○生命保険相互会社

5613 生命保険再保険会社

保険会社で主として他の保険会社の引受けた生命保険を再保険する業務を営む事業所をいう。

○生命保険再保険会社

5614 簡易保険・郵便年金取扱機関

簡易生命保険及び郵便年金事業を取り扱う国の機関をいう。

○郵政省地方簡易保険局

中分類 56ー保 險 業

5619 その他の生命保険業

その他の生命保険事業を行う事業所をいう。外国生命保険会社支店を含む。

○外国生命保険会社支店

562 損害保険業

5621 火災海上保険株式会社

保険業法による株式組織の火災海上保険事業を主要事業として営む事業所をいう。(自動車傷害、盗難、運送などの保険事業を含む)

○火災海上保険株式会社

5622 火災海上保険相互会社

保険業法による相互組織の火災海上保険事業を主要業務として営む事業所をいう。(自動車傷害、盗難、運送などの保険事業を含む)

○火災海上保険相互会社

5623 火災海上保険組合

組合員に対して主として火災又は海上保険事業を行う事業所をいう。

○船主責任相互保険組合；木船相互保険組合；漁船保険組合

5624 損害保険再保険会社

保険会社で、主として他の保険会社の引受けた損害保険を再保険する業務を営む事業所をいう。

○火災海上再保険会社；地震再保険会社

5629 その他の損害保険業

他に分類されない損害保険事業を行う事業所をいう。外国火災海上保険事業を含む。

中分類 5 6 - 保 險 業

○外国火災海上保険事業者

563 共 濟 事 業

5631 共 濟 事 業

各種協同組合法等による共済事業を行う事業所をいう。

○農業協同組合共済；共済農業協同組合連合会；各種生活協同組合共済；
火災共済協同組合；水産業協同組合共済会

中分類 57 一 保険媒介代理業、保険サービス業

総 説

この中分類には、保険代理業、保険会社及び保険契約者に対する保険サービス業務を営む事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

571 保険媒介代理業

5711 生命保険媒介業

生命保険業者のために生命保険契約の募集又は保険料の集金を行う事業所をいう。

○生命保険代理店

5712 損害保険代理業

損害保険業者のために、火災海上保険等の契約の締結、保険料の収納等を行う代理店をいう。

○火災保険代理店；海上保険代理店；自動車保険代理店

5713 共済事業媒介代理業

各種共済協同組合法等による共済事業を行う事業者のために共済契約の締結、共済料の収納等を行う代理所をいう。

○火災共済協同組合代理所

572 保険サービス業

5721 保険料率算出団体

この団体に所属する会員のために各種保険の危険度を調査し、保険料の算出を行う事業所をいう。

○損害保険料率算定会；自動車保険料率算定会

中分類 57-保険媒介代理業、保険サービス業

5722 損害査定業

保険業者から独立した経営による損害査定業務を當む事業所をいう。

○損害査定事務所

5729 その他の保険サービス業

他に分類されない保険サービス業務を當む事業所をいう。

○生命保険相談所

✗ 保険協会 [9411]